◇日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者又は団体に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百四十五号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十一項に次の一号を加える。

六　日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百四十六号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号（同法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第二項及び第四十一条の二第二項（これらの規定を同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。